

令和4年度  
武蔵野市第四次男女平等推進計画  
(令和元(2019)～令和5(2023)年度)  
推進状況調査報告書(令和3年度実績分)

武蔵野市

## はじめに

武蔵野市では、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を制定し、平成29年4月から施行しています。また、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため「武蔵野市男女平等推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第10条に基づき計画の実施状況について年次報告書として作成したものです。

全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に向けて、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和5年3月

## 目次

1 武蔵野市第四次男女平等推進計画の体系図	P 1
2 武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書	P 2
3 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況	P 35
4 都区市町村の議会・委員会等の女性比率	P 39
5 武蔵野市の職員の女性比率	P 40
6 武蔵野市男女平等推進審議会評価(令和3年度実績分)	P 41
参考資料「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」	P 51

## 報告書の見方

### (1) 施策の区分(本書P2～)

「**継続**」 前計画から引き続き行っていく事業。レベルを落とすことなく推進していきます。

「**充実**」 前計画に位置づけられていた事業で、計画期間である5年間に、内容を充実していくものです。

「**新規**」 今回の計画から、新しく取り組む事業です。

### (2) 主管課の自己評価(本書P2～)

#### 【評価基準について】

A: 順調または目標達成(※)
B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要(※)
C: 検討が必要
D: 実施せず
一: 新型コロナウイルス感染症に伴い実施せず

(※)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、縮小しながらも工夫し事業を実施したものを含む。

### (3) 武蔵野市男女平等推進審議会による評価(本書P44～)

(2)の主管課の自己評価をもとに、武蔵野市男女平等推進審議会が基本目標に対する効果の度合いを基本施策ごとに下記の基準により評価しました。

◎…順調である	効果的な取り組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

# 1 武蔵野市第四次男女平等推進計画の体系図（★印は重要施策）



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち（新規:4/継続:11/充実:0/見直し:0）									
基本施策1 男女平等の意識づくり									
(1)男女平等の意識啓発(★)									
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座1講座、武蔵野市寄付講座4講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会などを実施した。該当する講座としては、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「人権とジェンダー」を実施した。	A	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。	
				男女平等推進センター	男女平等推進センターが、男女平等推進センター企画運営委員会等から広く意見を求め協議・検討し、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。	男女平等推進センターが、男女平等推進センター企画運営委員会等から広く意見を求め、協議・検討し、講座等の開催を行い男女平等意識の啓発を行った(16企画、参加者延593人、託児の延54人)。実施にあたっては、コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインも活用のうえ実施した。	B	男女平等推進センターが、男女平等推進センター企画運営委員会等と協働し、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。	
2	男女共同参画週間事業の実施	継続	市民	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会から広く意見を求め、協議・検討を行い、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間事業として講演会・映画上映会・パネル展示などを行う。	6月に講演会「キッチンから始まる家族のつながり」を開催した。フォーラムはコロナ禍の影響で9月(例年6月)に開催した(講演会1回、講座1回、公募企画2団体、参加者延143人、託児延5人)。企画・実施は、男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体等と協働して実施した。	A	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間事業を行う。	
3	国際的理解を深めるための取組	継続	市民	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムなどで、先進諸国の女性の地位向上に関する取組を取り上げ、意識啓発を行う。	フォーラムで団体企画の講演会「ニュージーランドの女性は元気です！」を開催し、ニュージーランドの女性の活躍の状況を伝えることで、男女平等と女性活躍推進への意識啓発を行った(参加者29人)。	B	男女共同参画フォーラムなどで、先進諸国等の女性の地位向上に関する取組を取り上げ、意識啓発を行う。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標											
基本施策											
施策											
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定			
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定。	11月に「女性に対する暴力をなくす運動」をテーマとしたミニトピックス図書展示を実施。(中央図書館76冊、吉祥寺図書館50冊、武蔵野プレイス43冊)	A	同年度と同内容の実施を予定。		
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	継続	市民	男女平等推進センター	第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げ、「まなこ」を発行する。また、市報等に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	111号「「ヤングケアラー」について知っていますか」、112号「じぶんの未来 かんがえてみよう」、113号「ケツコンの形 いろいろ」を特集し発行した。発行ごとに市報や市ホームページ等で広報するとともに、各種パネル展示で「まなこ」を配架し、認知度を上げる取り組みを行った。	B	第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げ、「まなこ」を発行する。また、市報等に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。		
基本施策2 男女平等教育の推進											
(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進											
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	市民	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科 道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	男女共同参画週間の際に、教員向けの研修資料を配布し、授業を通して児童・生徒に考えるきっかけを作った。特別な教科 道徳では、小学校高学年で互いに信頼し学び合って友情を深め、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を、中学校第1学年で、友人関係の話し合いを通して、異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築していこうとする態度を育む授業を行った。	B	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科 道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。		
7	人権教育の充実を図る研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	市	指導課	市人権教育推進委員会を年間3回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	市人権教育推進委員会では、人権課題に関わる授業実践を共有し、報告書として提出させた。また、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施した。また、東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の指定を受けた第一中学校の研究発表会に推進委員や各校の教員が参加し、人権尊重について理解を深めた。	B	市人権教育推進委員会を年間3回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。		

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	継続	市民	指導課	進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深め、学校における適切な進路指導の充実を図る。職業調べや職場体験学習に留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	年間指導計画に基づき、自分のよさや友達のよさを認め合い、励まし合ったり、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動しようとする力を育てた。労働基準局が「就職差別解消推進月間」と定める6月には、ポスターやチラシを送付し、男女平等も含めて、教職員へ啓発を図った。	B	進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深め、学校における適切な進路指導の充実を図る。職業調べや職場体験学習だけでなく、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	
9	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。東京都教育委員会が行う「性教育の授業」への参加校を推薦する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなど肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟の指導した。第四中学校では、産婦人科医を講師招聘し、生命や異性の尊重について学びを深めた。	B	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)										
(1)性の多様性に関する理解の促進(★)										
10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	継続	市民	男女平等推進センター	多様な性に関する講座などを開催し理解促進を図る。	映画上映と監督による講演「Im Am Hereー私たちは ともに生きている」を開催し、性の多様性への理解促進を図った(参加者32人)。	A	多様な性に関する講座などを開催し理解促進を図る。	
11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関わる講演会や図書展示等を実施する。	新規	市民	男女平等推進センター	人権週間等に合わせ、性の多様性に関する図書展示などを行い、啓発を図る。	人権週間に「人権週間(多様な性)の関連図書展示を行い、意識啓発を図った(中央図書館・吉祥寺図書館・武蔵野プレイス)。	A	人権週間に合わせ、性の多様性に関する図書展示などを行い、啓発を図る。	
12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	新規	市/事業者等	男女平等推進センター	LGBTや性の多様性理解のための職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。	職員管理職を対象とした「多様性を認め合い尊重しあう社会の構築のために～パートナーシップ制度開始に向けて、私たちに求められること～」を開催し理解促進を図った。また、研修参加者には、啓発のためのレインボームサンノシバッジを配布した(参加者38人)。	A	LGBTや性の多様性理解のための職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。また、理解促進のためのガイドブックを作成する。	



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定
(2) 性的マイノリティ等への支援(新規)									
13	学校教育における個別的支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	継続	市民	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。	性的マイノリティに限らず、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援を行った。	B	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。
14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	新規	市民	男女平等推進センター	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を実施する。また、相談実施の広報を行っていく。	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を実施した。毎月第2水曜日 午後5時30分～8時30分 相談件数 53件(うち面談3件。) 毎月市ツイッターで周知を行った。	A	面談も受け付ける実態に合わせ、名称をむさしのにじいろ相談に変更し、性的指向・性自認に関する相談を実施する。また、相談実施の広報を行っていく。
15	パートナーシップ制度(仮称)の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。	新規	市民	男女平等推進センター	男女平等推進審議会からの答申を踏まえ、パートナーシップ制度導入素案をまとめ、制度導入を目指し検討を進める。	男女平等推進審議会からの答申を踏まえ、パートナーシップ制度素案を作成し、パブリックコメントを実施(6人・13件)した。男女平等の推進に関する条例にパートナーシップ制度を盛り込む一部改正を行った。	A	4月1日から制度を開始する。制度の周知と理解促進に取り組む。

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち（新規:0/継続:24/充実:10/見直し:1）									
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発									
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)									
16	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	市民	子ども子育て支援課	子育て支援情報誌「すくすく」や、市ホームページ、子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」等において、子育て世帯向けのワーク・ライフ・バランス関連情報を発信する。	子育て支援情報誌「すくすく」にワーク・ライフ・バランスの情報を掲載するとともに、市の「子ども・子育て支援」ホームページにおいて、東京都の「パパとママが描くみらい手帳 生活と仕事の調和をめざして」サイトへのリンクを掲載した。	A	令和3年度の取り組みを継続するとともに、「むさしのすくすくナビ」や市SNS等を通じて、子育て世帯向けのワーク・ライフ・バランス関連情報の発信を行う。
					男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、理解を深めるための講演会や情報提供などを行う。	講座「定年後のセカンドライフをどうデザインする？」を開催(参加者31人)した。	B	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、理解を深めるための講演会や情報提供などを行う。
				市	人事課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やチラシ等により、職員が自身のワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する。	・部署ごとの年休取得状況を管理職へ9月に通知し、管理職自身及び所属職員の積極的な有給取得を促した。 ・年休等の取得促進や超勤縮減、多様な働き方の推進に向け本市で行っている制度について全庁的に周知し、働き方の見直しを図るよう職員の意識啓発を行った。	B	・ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、研修や休暇制度に関する情報提供を充実させる。
				事業者等	産業振興課	令和4年度に実施するワーク・ライフ・バランス啓発事業の検討を行う。	関係機関が実施するセミナーの周知等、情報提供を行ったが、啓発事業の検討については需要の掘り起こしから始める必要があるため、令和5年度に調査を行うこととした。	B	産業振興計画策定のための基礎調査において、ワーク・ライフ・バランス啓発事業の需要について調査する。
17	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	市民	男女平等推進センター	「まなこ」にワーク・ライフ・バランスに関わる情報の掲載を検討し、情報提供を行う。	「まなこ」112号で育休を取得した男性を取材し、「聞いてみよう 育休の体験」として記事を掲載した。	B	「まなこ」にワーク・ライフ・バランスに関わる情報の掲載を検討し、情報提供を行う。



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進									
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	女性だけでなく男性の参加が促進されるよう、地域における親同士の交流促進の場である地域子育て支援拠点施設及び子育て支援団体等の活動を支援していく。	地域の子育てひろばにおいて、父親同士の交流を促進するとともに、父親が参加しやすいプログラムを設け、育児へのかかわりや気づきを深めるサポートを行った。	B	引き続き地域の取り組みや活動の支援を行うとともに、ニーズを把握して必要なサポートについて検討していく。
				児童青少年課	中学生・高校生リーダー養成講座において、子どもとの接し方についての講義と保育体験ボランティアを実施し、男子児童の参加を促す。	子どもとの接し方の講義についてはコロナ禍の状況を踏まえ、ビデオ講義にて実施。保育体験ボランティアは新型コロナウイルス感染症の影響により、中止した。	A	中学生・高校生リーダー養成講座において、子どもとの接し方についての講義や保育体験ボランティアを実施し、男子生徒の参加を促す。	
				健康課	・引き続き、初妊婦とパートナーが参加する、このとり学級土曜日クラスを感染予防対策を講じて実施する。(平日クラスの内容を参加者に動画公開し、事前学習ができるようにする) ・引き続き、男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。	・初妊婦とパートナーが参加する、このとり学級土曜日クラスを新型コロナウイルス感染予防対策(検温、消毒、定員減など)を講じて実施した。(月1回保健センターにて実施、平日クラスの内容を参加者に動画公開し、事前学習できるようにした) ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付した。	B	・感染予防対策を講じながら、土曜日クラスに加え、平日クラスを再開する。再開にあたりパートナーの参加も可とし、希望者に対して「妊婦体験ジャケット」を活用した妊婦体験を実施する。 ・引き続き、男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。	
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	新型コロナウイルスの感染防止対策を図りながら、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続できるよう検討する。また、家族介護者等のニーズを把握するための調査を実施予定。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度に引続き事業を縮小し、少人数での講座等を実施した。また、家族介護者等のニーズ等を把握するための調査を実施した。	B	新型コロナウイルスの感染防止対策を図りながら、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続できるよう工夫する。また、家族介護者等への調査結果をもとに、事業の見直しを図る。
20	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	「まなこ」や男女平等推進センターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	「まなこ」112号で特集記事「聞いてみよう 育休の体験」を掲載したほか、開演会「キッチンから始まる家族のつながり」(参加155人)を開催し、夫婦の家事・育児分担等について啓発を行った。	A	「まなこ」や男女平等推進センターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
21	男性の地域参加へのきっかけづくり	継続	市民	地域支援課	「お父さんお帰りなさいパーティ」及び「お父さんお帰りなさいサロン」をZoom上で開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う(主催:ボランティアセンター武蔵野お父さんお帰りなさいパーティ実行委員会)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■お父さんお帰りなさいパーティ 開催日:令和3年6月12日(日) 内容:オンラインサロン豊かなシニアライフを考える(参加型ワークショップ) 講師:中藤美智子氏 参加者合計:16名</li> <li>■お父さんお帰りなさいサロン 毎月開催(8月、11月除く) 参加者合計:160名(全10回)</li> </ul>	B	「お父さんお帰りなさいパーティ」及び「お父さんお帰りなさいサロン」を会場やオンラインで開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う(主催:ボランティアセンター武蔵野お父さんお帰りなさいパーティ実行委員会)。	
				高齢者支援課	対面での料理講習会の再開は感染状況を注視しつつ検討。引き続きシニアのためのレシピ発行、動画掲載等工夫して実施していく。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対面での料理講習会を中止とし、シニアのためのレシピ(チラシ)の発行、レシピ動画のHP掲載を行った。	B	対面での料理講習会の再開は感染状況を注視しつつ検討する。引き続きシニアのためのレシピ発行、動画掲載等工夫して実施していく。	
				児童青少年課	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、一部地区で代替事業を実施した。	A	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。	
				生涯学習スポーツ課	より活用しやすい媒体となるようにオンライン及び地域別に事業を構成し、4月に1700部発行し情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを1,700部発行し、市民施設などで配布するなど情報提供を行った。	B	より活用しやすい媒体となるようにオンライン及び地域別に事業を構成し、6月に1,700部発行し情報提供を行う。	
22	PTA活動への男性の参加促進	継続	市民	生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかけた。今年度の男性PTA会長は7名だった。	A	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進									
(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進									
23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	見直し	事業者等	管財課	令和3年4月1日より、総合評価方式の実施を再開。同日付で「武蔵野市総合評価方式実施ガイドライン」も施行した。	総合評価方式(特別簡易型)の技術評価項目標準設定例として「男女共同参画の推進(育児・介護休暇等)」を挙げている。 ※令和3年度総合評価方式の実績なし。	B	今後、総合評価方式活用に向けて検討を進める。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	継続	市民/事業者等	産業振興課	令和4年度に実施するワーク・ライフ・バランス啓発事業の検討を行う。	しごとセンター多摩が実施するセミナーの周知等、情報提供を行ったが、啓発事業の検討については需要の掘り起こしから始める必要があるため、令和5年度に調査を行うこととした。	B	産業振興計画策定のための基礎調査において、ワーク・ライフ・バランス啓発事業の需要について調査する。	
				男女平等推進センター	両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取組み事例の紹介等を行うよう検討する。	「どうしてる？遠距離介護」(参加16人)、「女性のための再就職&転職ナビ」(参加延べ27人)を開催し、両立支援や女性活躍推進への意識啓発を行った。	B	両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取組み事例の紹介等を行うよう検討する。	
25	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	継続	事業者等	産業振興課	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行った。	B	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。	
(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組									
26	男性の育児休業等の取得促進	継続	市	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児参加休暇」の導入について他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続き検討を進める。</li> <li>男性の育児休業取得の経験談を共有し、より一層の取得しやすい雰囲気醸成を図る。</li> <li>チラシ等により介護に関する休暇制度等の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児参加休暇」の導入について他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続き検討を進めた。</li> <li>出産予定報告書を提出した男性職員や入庁3年目職員を対象とした研修の受講者に対し、『出産子育てハンドブック』を活用した制度の案内を行った。</li> <li>介護に関する休暇制度等の一覧をキャビネットに掲載し周知図った。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児参加休暇」の導入について、引き続き検討を行う。</li> <li>民間育児介護休業法の改正を踏まえ、本市の休暇休業制度の見直し等を行い、育児・介護と仕事との両立支援に向けた環境整備を進める。</li> </ul>	
27	タイムマネジメント力の向上	継続	市	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過勤務に関する取扱いや運用のルール等を整理して職員への周知・徹底を図る。</li> <li>タイムマネジメント等の業務を効率的に行う手法等を学べる講演会を開催する。</li> <li>月45時間を超える所属長に対する通知及び「超過勤務命令(長時間)対応策届出書」の取組みを継続する。</li> <li>令和2年度に特例業務として承認された業務及びその業務を実施した職員の所属長に対して、フィードバックを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業主行動計画推進委員会専門部会を開催し、超勤縮減に係る取組みについて、これまでの成果と課題を整理するとともに、改善策や代替案等について検討した。</li> <li>上記の検討結果を踏まえ、水曜日・金曜日を通年でノーマルデーとしたほか、運用ルール等を整理し、周知・徹底を図った。</li> <li>超過勤務時間が月45時間を超える職員の所属長へ「対応策届出書」の提出を依頼し、各課の超勤状況や要因等の把握を行った。</li> <li>令和2年度に特例業務として承認された業務の検証を行ったほか、9月末時点で超勤が年360時間を超えた職員の所属長に対し、人事課長ヒアリングを行った。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>月45時間を超える所属長に対する通知及び「超過勤務命令(長時間)対応策届出書」の取組みを継続する。</li> <li>令和3年度に特例業務として承認された業務の検証を行う。</li> <li>超勤が年360時間を超えた職員の所属長に対し、人事課長ヒアリングを行う。</li> </ul>	



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標											
基本施策											
施策											
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定			
28	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験のある職員を交えた職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	継続	市	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事復帰に対する不安軽減を目的に、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場として「育児休業取得者等懇談会」を開催する。</li> <li>・「武蔵野市ファミリーデー」を開催する。</li> <li>・時差勤務の運用について検討しながら引き続き試行を行う。</li> <li>・テレワーク(在宅勤務)について、試行実施用のハンドブック等を作成し、モデル職場における検証を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月に「育児休業取得者等懇談会」を開催し、育休中の職員12名が参加した。</li> <li>・時差勤務を通年で試行した。また、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、臨時的に勤務パターンを追加するとともに、制度を利用できる対象の拡大を行った。</li> <li>・テレワーク(在宅勤務)について、試行実施用のハンドブック等を作成し、モデル職場における検証を行ったほか、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、重症化リスクの高い職員への在宅勤務を承認するとともに、検証のためのアンケート調査を実施した。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事復帰に対する不安軽減を目的に、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場として「育児休業取得者等懇談会」を開催する。</li> <li>・時差勤務の運用について検討しながら引き続き試行を行う。</li> <li>・テレワーク(在宅勤務)について、引き続き、モデル職場における検証・検討を行う。</li> </ul>		
基本施策3 子育て及び介護支援の充実											
(1)子育て支援施策の充実(★)											
29	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	市/市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	地域子育て支援拠点施設を運営する事業者を公募する。	令和4年度の新規開設に向けて必要な予算要求等を行った。	B	運営事業者選定プロポーザルを行い、年度内の新規開設を目指す。		
30	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業などを実施する。	継続	市民	子ども育成課	引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症対策を取り、オンライン実施など工夫しながら、「プレママのひろば」事業や「あかちゃんのひろば」事業を実施した。園庭開放は、在園児の利用と重ならないよう密を避けて実施した。また、健康課との情報共有を行い、このとり学級への参加等での連携を図った。	B	引き続き、各保育園での子育て支援事業を実施する。市民の参加を促進するため、健康課や子育て支援施設との連携や、すくすくナビ等の情報ツールの活用で広報・啓発を図る。		
31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。	充実	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、研修や連絡会等を行い、子育て支援者の育成支援及び連携強化のための取組みを実施していく。	地域の子育て支援者の養成講座を行うとともに、地域全体で研修及び情報交換会を行い、多様な主体による子育て支援の連携及び充実を図った。	A	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の展開を目指し、引き続き情報交換会やスキルアップ研修等を行う。		

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定		
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい「ファミリー会員」と、育児の援助をしてくださる「サポート会員」の、地域の相互援助活動を支援する。	充実	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	感染症の拡大状況を踏まえた上で、引き続き事業周知、会員獲得を図る。	地域のニーズに応じた活動を行うため、会員のスキルアップを行うとともに、アウトリーチやオンラインを活用し、事業広報や相談会等を行った。	B	引き続き、安全な援助活動が行われるように研修等を行いながら、ニーズに応じた相互援助活動を行っていく。	
33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	市民/事業者等	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	子育て世代包括支援センターにおいての連携型の相談支援機能の充実を図る。	子育て世代包括支援センターにおいて定期的に庁内情報交換会を実施した。	A	引き続き、子育て世代包括支援センターにおいて定期的に庁内情報交換会を実施する。	
34	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	継続	市民	子ども育成課	新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、引き続き病児病後児保育室での預かり保育の実施を支援していく。	市内3か所の病児・病後児保育事業での預かり保育を支援し、令和3年度は年間延べ441人の利用があった。	B	新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、引き続き病児病後児保育室での預かり保育の実施を支援していく。	
35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備するなどにより待機児童の解消を図る。	充実	市民	子ども育成課	希望する保育施設に入所できるよう、認証保育所の認可化移行等、既存施設を活用し、定員の拡充を図っていく。量的整備を行うとともに、指導検査の拡充、保育アドバイザー等の取組みにより、保育の質を維持し、さらなる向上を図る。	認証保育所の認可化により、令和4年4月1日開設予定の認可保育所2園を整備し、定員を54名拡充できる見込みである。保育施設については、令和2年度4月以降、2年連続で待機児童ゼロを達成しているが、令和4年度においても維持できる見込みである。	A	認可化による整備の他、兄弟姉妹が同じ園に入所しやすくするための仕組みを設けたところであるが、引き続き希望する保育施設に入所できる施策を推進するとともに、指導検査の拡充、保育アドバイザー等の取組みにより、市全体の保育の質の向上に積極的に取り組んでいく。	
36	児童施設の機能の充実	地域子ども館(あそべえ・学童クラブ)等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	市民	児童青少年課	・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施する。 ・三小、桜野小の児童増対策を行う。	・各種イベントについては、コロナ感染症の影響により中止になるものもあったが、館長を中心に感染の拡大を防ぎながら館の運営を行った。 ・学童クラブ保護者アンケートは例年どおり実施した。 ・三小・桜野小において支援単位を増設するとともに、千川小において児童増対策を行った。	A	・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施するとともに、第三者評価を試行的に実施する。 ・大野田小、境南小、関前南小の児童増対策を行う。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	新型コロナウイルスの影響により利用控えの傾向あり。R3年度より制度の拡充を実施。引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。	市民ニーズに対応できるよう、ヘルパー派遣事業者を増やすとともに、支援が必要な方が円滑に利用できるよう、その他の子育て支援サービスと合わせて周知を行った。	B	利用ニーズをふまえながら今後の事業のあり方及びサービスの供給方法を検討する。	
38	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	事業者等	障害者福祉課	送迎付きの放課後等デイサービスの待機が解消されるよう、事業所の参入を促進する。	送迎付きの放課後等デイサービスについては開設準備や家賃の補助を行い、事業所の参入を促した。令和3年12月に送迎のある事業所とない事業所が各1か所新規に開設した。	A	令和4年度も事業所が新規開設される予定があり	



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
(2)介護支援施策の充実									
39	介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。	充実	事業者等	地域支援課	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進する。	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進した。 ・新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、研修等はオンラインを活用したほか、令和2年度中止した「介護職員初任者研修」を令和3年度は再開し、人材の育成を推進した。	B	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進する。
					高齢者支援課	地域支援課に同じ。	地域支援課に同じ。	B	地域支援課に同じ。
					障害者福祉課	障害者分野における専門性のある人材確保が困難になってきている状況から、今後も障害者事業所等で働く人のモチベーションを高める取り組みを通じて、福祉人材の確保を図っていく。	精神障害者に対する支援をしている事業所等の実務者の適切な支援とスキルアップのため、精神保健福祉研修を2回実施した。	A	令和4年度も同研修を実施予定
40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	充実	事業者等	地域支援課	引き続き、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化するため、「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。	地域の医療・介護関係者間の連携などに活用するため「在宅医療・介護資源マップ（WEB版）」を作成し、市ホームページに掲載した。また、多職種が連携し在宅医療に取り組む姿をわかりやすく伝えるため、市民セミナーでオンライン上映会を行った。	B	引き続き、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化するため、「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。
					高齢者支援課	継続して実施するとともに、令和元年度に実態把握のために実施した「武蔵野市ケアマネジャーアンケート調査」において、当事業を知らないと回答したケアマネジャーが27.8%いたことを受け、情報を受ける側の居宅介護支援事業所への周知を行う。	居宅介護支援事業所連絡協議会等において、当該事業の周知を行った。	B	引き続き他課と協同して周知をしていく。
					障害者福祉課	関係機関と密に連携をとり、多様な障害特性に対応できる地域での介護や医療との連携を進めていく。	在宅医療・介護連携推進協議会や介護保険関連会議へ積極的に参加し、障害特性に関する助言や意見交換を行うことで、関係機関との連携促進を図った。	A	令和4年度も同協議会及び同会議へ参加予定

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
41	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	充実	市民	高齢者支援課	介護サービスに関する相談について課題解決に向けた調整や連携を行う。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等の相談窓口についてさらに周知を行う。	ケアプラン指導研修などを通じて、適切な介護サービス提供の情報提供を行い、各種事業所連絡会や在宅介護・地域包括支援センター等と連携し、相談対応を行った。	B	各種事業所連絡会などで、介護サービスに関する相談体制の案内を行うとともに、在宅介護・地域包括支援センター等連携してさらに周知を行う。
42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児の担い手を支えるための取組を検討する。	継続	市民	高齢者支援課	認知症サポーター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。特に認知症サポーター養成講座は夜間開催を増やして実施。	認知症相談や認知症サポーター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間の時間帯に実施した。	B	認知症サポーター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。特に認知症サポーター養成講座は夜間開催を増やして実施。
					障害者福祉課	市内事業所の連携を進め、地域支援拠点の体制づくりを進めていく。	地域自立支援協議会において、市内各事業所のネットワークを活かした地域支援拠点整備に向けた検討を行った。	B	市内各事業所のネットワークを活かした地域支援拠点を整備する。
43	家族介護支援事業の拡充(事業19再掲)	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	新型コロナウイルスの感染防止対策を図りつつ各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続できるよう検討する。また、家族介護者等のニーズを把握するための調査を実施予定。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度に引続き事業を縮小し、少人数での講座等を実施した。また、家族介護者等のニーズ等を把握するための調査を実施した。	B	新型コロナウイルスの感染防止対策を図りながら、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続できるよう工夫する。また、家族介護者等への調査結果をもとに、事業の見直しを図る。
基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進									
(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)									
44	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	継続	市	男女平等推進センター	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。	庁内推進会議(幹事会)にて、各種委員会への女性委員の参画状況について確認し、参画促進を依頼した。また、各課宛て事務連絡を発出し、啓発を図った。	B	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定
45	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	充実	市	人事課	・子育てと仕事の両立を行う女性職員や趣味・自己啓発に励む女性職員等に話を伺い、庁内に紹介する。 ・女性の登用促進に関する研修等を職員に案内する。 ・育児休業取得者にも昇任試験の受験機会を提供するため、育休取得者や取得予定者に対して試験実施に関する個別の案内を行う。	・スムーズな育休復帰や休業中の自己啓発を支援しキャリアロスを防ぐため、産育休中の職員を対象に庁内報や通信教育の受講案内、復職に向けた手続きの流れ等の情報提供を行った。 ・育児休業取得者にも昇任試験の受験機会を提供するため、育休取得者や取得予定者に対して試験実施に関する個別の案内を行う。	B	・引き続き情報提供を行うほか、育児と仕事の両立支援制度の見直し・新設等を検討する。 ・育児休業中職員に対して昇任試験案内を個別に行う。
46	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	継続	市	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては、引き続き、女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	令和3年度の女性の校長・副校長の割合は、36名中13名で36.1%である。令和4年度の割合は、36名中9名で25.0%である。	B	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては、引き続き、女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。
(2) 女性の再就職支援・起業支援									
47	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	継続	市民	産業振興課	三鷹市等との共催で託児付きのセミナーを開催し、また、東京都、東京しごとセンター等による専門家の支援の情報を提供していく。	東京しごとセンター多摩及びハローワーク・三鷹市等との共催で、就職支援セミナー及び面接会を実施したが、新型コロナウイルス感染症の感染状況から、託児については見送った。また、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行った。	B	東京しごとセンター多摩及びハローワーク・三鷹市等との共催で託児付きのセミナー及び面接会を開催し、また、関係機関による専門家の支援の情報を提供していく。
					男女平等推進センター	情報の収集・提供に努め、講座等を開催する。	「女性のための再就職&転職ナビ」(参加延べ27人)を開催し、女性活躍推進への意識啓発を行った。 ハローワークや都しごとセンターが実施する再就職講座などのチラシをセンターに配架した。	B	情報の収集・提供に努め、講座等を開催する。



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
48	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	継続	市民/事業者等	産業振興課	起業や就労支援のための情報提供や融資あっせん、事業費助成などの支援を行う。	就労支援のための情報提供や、創業については「むさしの創業・事業承継サポートネット」において個別相談を行ったほか、市の制度融資あっせんを行った。	B	就労支援のための情報提供や、創業については「むさしの創業・事業承継サポートネット」において個別相談を行い、市の制度融資あっせんを行う。	
				市民活動推進課	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。クラウドファンディング活用促進事業を実施する。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。	特定非営利活動法人補助金は、申請13件のうち、13件に交付決定をした。令和3年5月からクラウドファンディング活用促進事業の受付を開始し、同年11月にクラウドファンディング活用講座を実施した。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行った。	B	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。クラウドファンディング活用促進事業について、申請要件の変更を検討し、実施する。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。	
				地域支援課	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進する。 ・同センターのホームページにおいて、事業者の求人事業を掲載し提供する。	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進した。 ・同センターのホームページにおいて、事業者の求人情報を掲載・提供したほか、令和3年度新たに、求人広告を掲載した「武蔵野市介護・福祉事業所一覧」を作成・配布した。	B	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進する。 ・同センターのホームページにおいて、事業者の求人情報を掲載し提供する。	
(3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進									
49	地域リーダーの育成	継続	市民	地域支援課	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行う。また、「地域社協はじめて研修」を関係団体向けに実施予定。 地域ファシリテーター養成講座は小金井市、三鷹市、調布市、ルーテル学院大学と共同実施予定。 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講義・演習をオンラインで行う等プログラム内容に配慮する。	武蔵野市修了生1名	B	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行う。また、「地域社協はじめて研修」を関係団体向けに実施予定。 地域福祉ファシリテーター養成講座は小金井市、三鷹市、調布市、ルーテル学院大学と共同実施予定。 令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講義・演習をオンラインで行う等プログラム内容に配慮する。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	充実	市民	防災課	引き続き、子どもを持つ女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。 女性の視点を取り入れた避難所運営の手引き(平成30年12月改訂)を周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。	例年、子育て施設等で子どもを持つ女性向けの防災講話等の啓発活動を行い、避難所運営や地域防災への女性参画を促しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行により実施できなかった。 東京都が発行する女性向けの防災冊子「東京くらし防災」を引き続き窓口等で配布し、啓発を進めた。	B	引き続き、子どもを持つ女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。 女性の視点を取り入れた避難所運営の手引き(平成30年12月改訂)を周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。	
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち(新規:1/継続:39/充実:2/見直し:1)										
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画】										
(1)暴力の未然防止と早期発見(★)										
51	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	充実	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努める。	関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努めた。	A	引き続き、関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努める。	
					健康課	・こんにちは赤ちゃん訪問について、引き続き感染予防対策を講じて継続的に実施し、乳児家庭の状況把握を行う。 ・引き続き各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。	・こんにちは赤ちゃん訪問について、コロナ禍でも感染予防対策(検温、消毒など)を講じて継続的に実施し、乳児家庭の状況把握を行った。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応した。	A	・こんにちは赤ちゃん訪問について、引き続き感染予防対策を講じて継続的に実施し、乳児家庭の状況把握を行う。 ・引き続き各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。	
	52	若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートDV防止」をテーマに出前講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。成人式などでデートDVカードを配布し、啓発を行う。	成蹊大学と共催し、大学生を中心にデートDVに関する公開出前講座を男女平等推進センター企画運営委員会と連携のうえ、オンラインで開催した(市参加者7人)。 デートDVカードを成人式で配布し、啓発を行った。	A	男女平等推進センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。成人式などでデートDVカードを配布し、啓発を行う。
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館にてパネル展示を行うとともに、啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野プレイス・吉祥寺図書館において関連図書展示を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
54	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	継続	市民	男女平等推進センター	「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。	「まなこ」毎号で、女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)の相談窓口を広報した。また、「まなこ」111号「ヤングケアラー」の特集記事でヤングケアラーに向けた相談窓口、市の福祉総合相談窓口について掲載した。	A	「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。	
(2) 相談事業の充実(★)										
55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談：毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第4火曜9時～11時50分(67件)。 女性法律相談：毎月第1土曜9時～11時50分(30件)。 各種展示等の機会に相談カードを配架し周知を行った。	A	女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	ひとり親家庭相談と女性総合相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの情報共有等を行い、関係部署間の連携を図る。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携の上、支援を行う。	継続	市	男女平等推進センター	子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	子ども家庭支援センターの担当職員や相談員と情報共有を行った。女性総合相談・女性法律相談を実施した。女性総合相談(67件)・女性法律相談(30件)。 必要に応じて関係課と連携し、相談対応を行った。	B	子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	
					子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、女性総合相談担当とひとり親家庭相談担当で定期的に情報や支援方法の共有を行う。庁内連携会議を通じて各課担当者の理解を深めるとともに、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	・令和4年3月2日に女性総合相談担当とひとり親家庭相談担当で情報共有等を行った。 ・令和4年3月11日に庁内連絡会議、実務担当者会議を開催し、情報共有及び研修を行った。 ・高齢者や障害のある被害者については、その都度関係課と相談・連携し支援を行った。	A	引き続き、女性総合相談担当とひとり親家庭相談担当で定期的に情報や支援方法の共有を行う。庁内連携会議を通じて各課担当者の理解を深めるとともに、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	様々な言語に柔軟に対応できるよう、通訳の予算と手段を確保する。	・多文化共生・交流課にて翻訳機の貸出しを行っているため、当課では購入を行わず、貸出を活用して外国人相談者の支援をしている。 ・できる限り相談者が母国語で理解できるように、他機関に通訳を依頼して支援を行っている。	A	様々な言語に柔軟に対応できるよう、通訳の手段を確保する。	
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	継続	市民	男女平等推進センター	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。また市HPや市報等での広報に加え、講座等で相談カードの配布をするなど、相談窓口の周知を図る。	市役所や市政センター、コミュニティセンター等で相談カードを配架し、周知を行った。また、市HPや市報等で広報を行うとともに、講座「離婚に関する法律知識」(参加者30人)等において相談カードを配布し、周知を図った。	B	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。また市HPや市報等での広報に加え、講座等で相談カードの配布をするなど、相談窓口の周知を図る。	
				子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き市ホームページ等で相談窓口を周知する。	市ホームページ等で相談窓口を周知した。	A	引き続き市ホームページ等で相談窓口を周知する。	
59	男性のための相談に関する情報提供	継続	市民	男女平等推進センター	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については、東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	東京都ウィメンズプラザの案内を配架する等、情報提供を行った。	B	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については、東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	
60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	継続	市	男女平等推進センター	関係課や機関への情報提供等を行うと併に連携を図る。	男女平等推進センターと子ども家庭支援センターの担当職員や相談員を交え、女性総合相談や女性法律相談の実施状況に関する情報共有を行った。	A	関係課や機関への情報提供等を行うと併に連携を図る。	
(3)安全の確保									
61	被害者の安全の確保	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	緊急時には東京都や警察等と連携し、被害者とその家族の安全を確保した。	A	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定		
62	被害者情報の保護	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。	令和4年3月11日に庁内連絡会議、実務担当者会議を開催し、情報共有及び情報漏洩の防止に係る内容を中心とした研修を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。		
				情報政策課	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修を実施し、住民情報系システムを使用する全員に対しても研修資料を送付し、周知する。	住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。コロナ対策により令和3年度に新たに住民情報系システムを使用することになった職員対象のセキュリティ研修については令和2年度と同様に中止となったが、資料により、DV情報の共有と保護の重要性について周知を行った。	B	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修を実施し、住民情報系システムを使用する全員に対しても研修資料を送付し、周知する。		
(4) 自立支援										
63	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。 【主管課】子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	令和4年3月11日に庁内連絡会議、実務担当者会議を開催し、情報共有及び情報漏洩の防止に係る内容を中心とした研修を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。		
64	被害者の立場に立った支援	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	A	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。		
65	被害者へのカウンセリングの検討	継続	市/市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、必要に応じて関係部署と連携を図っていく。	女性総合相談のなかで、必要に応じて庁内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B	女性総合相談・女性法律相談を実施し、必要に応じて関係部署と連携を図っていく。		
				子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。	相談者が安定した生活を送れるように医療機関等と連携して、受診等に係る支援を行った。	A	引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。		

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標										
基本施策										
施策										
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定		
66	子どもに対する心理的援助	継続	市/市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、必要に応じて関係部署と連携を図っていく。	女性総合相談のなかで、必要に応じて庁内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B	女性総合相談・女性法律相談を実施し、必要に応じて関係部署と連携を図っていく。		
				子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	関係機関と連携し、保護者への注意喚起と相談、子どもに対する継続的な心理的援助を実施した。	A	関係機関と連携し、引き続き保護者への注意喚起と相談、子どもに対する継続的な心理的援助を行う。		
				教育支援課	引き続き教育相談を実施する。	教育相談の中で必要に応じて支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	A	引き続き教育相談を実施する。		
(5) 推進体制の整備										
67	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で情報共有、課題整理を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月11日に庁内連絡会議、実務担当者会議を開催し、情報共有及び情報漏洩の防止に係る内容を中心とした研修を行った。</li> <li>各課と連携して随時マニュアルの改訂を行っている。</li> </ul>	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で情報共有、課題整理を行っていく。		
68	東京都等との連携	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響により例年のような会議の開催はできなかったが、書面での開催や人数制限しての会議開催等、工夫をしながら関係機関との情報交換や連携を図った。	A	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。		
69	外部の関係機関との連携	見直し	市	男女平等推進センター	子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。	緊急性のある事案に関しては、外部関係機関と連携している子ども家庭支援センターにつなぐこととしており、子ども家庭支援センターと情報共有を図った。	B	子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。		

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
70 相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女平等推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市	市民活動推進課	多摩東人権擁護委員協議会第2部会の研修(年3回)に職員を派遣するほか、可能な範囲で、東京都等の関係機関が主催する人権研修に職員を派遣し情報収集を行うとともに、職員のスキル向上を図っていく。	多摩東人権擁護委員協議会や東京都等の関係機関が主催する人権研修に職員を派遣するほか、人権擁護委員と協力し、人権相談や人権啓発活動を行った。	A	多摩東人権擁護委員協議会の研修(年3回)に職員を派遣するほか、可能な範囲で、東京都等の関係機関が主催する人権研修に職員を派遣し情報収集を行うとともに、職員のスキル向上を図っていく。	
				男女平等推進センター	相談に関する理解を深めるため、東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。	相談の委託先事業者へ研修の情報提供を行った。	B	相談に関する理解を深めるため、東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。	
				子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	・東京都等が実施する研修に相談員が参加した。 ・令和4年3月11日に庁内連絡会議、実務担当者会議を開催し、情報共有及び研修を行った。	A	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	
71 相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き相談窓口の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	東京都等が実施する研修に相談員が参加し、支援スキルの向上を図った。	A	引き続き相談窓口の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	
72 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実について検討する。	継続	市	男女平等推進センター	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。	女性総合相談、女性法律相談を実施するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、啓発講座、DV防止パネル展、市立図書館で関連図書展示を行うなど、配偶者暴力相談支援センターの機能充実に努めた。	B	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。	
				子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。	暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護をする等安全の確保に努めた。	A	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。	



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策									
(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策									
73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示を行う。また、男女平等推進センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する新聞記事を掲示するなど、啓発活動を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、女性への暴力防止をテーマにした図書展示やDV防止パネル展示を行った。また、市HPでDV相談窓口を掲載するなど、周知啓発を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示・パネルを行う。また、男女平等推進センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する啓発活動を行う。
74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	継続	市/市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、職務関係者は研修に参加し、被害者に対する支援を行う。	・東京都が実施する研修に相談員が参加した。 ・警察と連携して被害者支援を行った。	A	引き続き、職務関係者は研修に参加し、被害者に対する支援を行う。
75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(事業53再掲)	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館にてパネル展示を行うとともに、啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野プレイス・吉祥寺図書館において関連図書展示を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。
76	女性相談窓口の実施(事業55再掲)	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談:毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第4火曜9時～11時50分(67件)。 女性法律相談:毎月第1土曜9時～11時50分(30件)。 各種展示等の機会に相談カードを配架し周知を行った。	A	女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。
77	図書館における情報提供(事業4再掲)	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定。	11月に「女性に対する暴力をなくす運動」をテーマとしたミニトピックス図書展示を実施。(中央図書館76冊、吉祥寺図書館50冊、武蔵野プレイス43冊)	A	前年度と同内容の実施を予定。
基本施策3 特に困難な状況にある人への支援									

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
(1)ひとり親家庭等への支援(★)									
78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	計画に基づき、引き続き体系的な支援を行う。	計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。	A	計画に基づき、引き続き体系的な支援を行う。
79	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	・対象者に児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等を行った。 ・必要な世帯に各種福祉資金の貸付を行った。	A	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。
					教育支援課	引き続き支給事業を実施	・就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行った。 ・高等学校等修学支援事業において、高校生のいる世帯に対して入学にかかる費用や授業料以外の教育にかかる経費の負担を軽減するため、入学準備金、修学給付金の支給を行った。	A	引き続き支給事業を実施する。
80	ひとり親家庭等への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。	各世帯の状況に合わせ、資格取得に向けた職業訓練やホームヘルプサービスの提供等の支援を行った。	A	引き続き、職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。
					生活福祉課	引き続き、生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、自立に向けた計画的・継続的な相談支援を行う。	自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)での相談支援は、延べ総件数7,911件(面接1,617件、訪問309件、電話5,242件、メール743件)の活動実績があった。	A	引き続き、生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、自立に向けた計画的・継続的な相談支援を行う。



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
81	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	市民	男女平等推進センター	子ども家庭支援センターと共催によるひとり親家庭向けの相談や講座等を実施するなど、ひとり親家庭への支援を行う。	「子育てママのための社会学&コーチング講座」(3回連続講座)でアサーティブトレーニングを行うなど、未就学児や小学校低学年の子を持つ親への支援を行った。また、女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談支援を行った。	B	ひとり親家庭に対する相談や講座等を実施するなど、ひとり親家庭への支援を行う。
82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	新規	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	新たに参加者を募集をし、家庭訪問による学習・生活支援を行う。	家庭訪問による学習・生活支援事業を実施した。	A	新たに参加者を募集をし、家庭訪問による学習・生活支援を行う。
					生活福祉課	引き続き、サポート型及び教室型の学習支援事業を実施し、生活困窮世帯への学習支援を行う。	サポート型は2教室で延べ501回実施、教室型は3教室で延べ903回の学習支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、施設の開館状況に合わせ時短を実施したほか、大雪の影響により1日中止した。	A	引き続き、サポート型及び教室型の学習支援事業により生活困窮者への学習支援を行う。
83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。	就職活動や資格取得を希望する方について自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。	A	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
(2)高齢者・障害者の方への支援									
84	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	継続	市民/事業者等	地域支援課	令和2年度までは高齢者支援課が担ってきたが、高齢者だけが孤立防止の対象ではなく、様々な方を対象に地域共生社会を推進するため、令和3年度から、それぞれの孤立防止対応は各課が行い、それをとりまとめる会議の運営は地域支援課が実施することとした。	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面及びオンラインによるハイブリッド方式で開催した。 第1回：令和3年11月2日 第2回：令和4年3月4日	A	令和4年度以降も、「見守り・孤立防止ネットワーク」による情報・意見交換等を継続して行っていく。	
				障害者福祉課	関係機関と連携、協力を図りながら、孤立防止に向けた取組みを進めていく。	会議に参加し、関係機関と孤立防止に向けた情報交換、情報共有を図った。	A	令和4年度も同会議へ参加予定	
85	虐待防止の推進	継続	市民/事業者等	高齢者支援課	高齢者虐待防止研修の開催(居宅介護支援事業者または介護サービス事業者対象)を実施する。高齢者及び障害者虐待防止連絡会議についても、引き続き開催し、関係機関の連携強化を図っていく。	令和4年2月10日に、オンラインで高齢者虐待防止研修を開催した。高齢者及び障害者虐待防止連絡会議について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催で2回実施した。 第1回 令和3年7月27日 第2回 令和4年3月23日	B	高齢者虐待防止研修の開催(居宅介護支援事業者または介護サービス事業者対象)を実施する。高齢者及び障害者虐待防止連絡会議についても、引き続き開催し、関係機関の連携強化を図っていく。	
				障害者福祉課	関係機関と連携、協力を図りながら、障害者虐待の防止に向けた取組みを進めていく。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を2回書面にて開催し、虐待に関する情報提供と課題の共有を図った。	A	令和4年度も同会議を開催予定	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
86 消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	市民	産業振興課	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載及び市ホームページで情報提供を行う。	消費生活相談は1172件を受けた。出前講座は感染対策を行い、8件行った。また令和4年4月の成年年齢引き下げに関して、これから成年を迎える中学3年生を対象に出前講座を行った。(第四中学校)高齢者被害防止啓発リーフレットは9月中旬に全戸配布を行った。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは令和4年3月18日に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。その代替事業として、成年年齢引き下げに関する消費生活講座を令和4年3月12日に開催した。その他むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報のコラム「消費生活センター相談の窓口から」を掲載し、消費者被害防止の啓発を行った。	B	消費生活相談、出前講座、リーフレット配布、悪質商法被害防止キャンペーンを行う。むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載及び市ホームページで情報提供を行う。	
				高齢者支援課	年2回消費生活センター、安全対策課、警察署と消費者被害について情報交換会を開催。今年度も実施し、「安心安全ニュース」を隔月で発行、出前講座等を行い今年度も同様に実施し、見守り、注意喚起を促していく。	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」(年2回開催)において、消費者被害についても情報交換を行った。 第1回 令和3年11月2日 第2回 令和4年3月4日 偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し関係機関団体への周知を行った。	B	年2回、消費生活センター、安全対策課、警察署と消費者被害について情報交換会を開催。 今年度も「安心安全ニュース」を隔月で発行、出前講座等を行い今年度も同様に実施し、見守り、注意喚起を促していく。	
				障害者福祉課	関係機関と連携、協力を図りながら、消費者被害の防止に向けた取り組みを進めていく。	広報誌「つながり」で、消費者被害に関する注意喚起及び相談窓口の案内を行った。	A	令和4年度も同様に注意喚起及び案内を行う予定	
				安全対策課	引き続き、自動通話録音機300台を購入し、市民への無償貸出を行う。また、これまでの啓発活動に加え、市報の特集やケーブルテレビなど、様々な媒体を活用することにより、広報を強化する。	特殊詐欺対策として、自動通話録音機を300台購入し、市民への無償貸出しを行った。また、各種啓発活動のほか、アポ電があった際には該当地域にホワイティーグルを機動的に配置する等、被害防止のための対策を実施した。	B	引き続き、自動通話録音機300台を購入し、市民への無償貸出を行う。また、これまでの啓発活動に加え、市報の特集やケーブルテレビなど、様々な媒体を活用することにより、広報を強化する。	
87 心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	市民/事業者等	障害者差別解消支援地域協議会との連携や心のバリアフリーハンドブックの改訂及び啓発事業を通して、障害理解の推進に向けた取り組みを進めていく。	心のバリアフリー啓発事業は新型コロナウイルス感染症対策のため、対面方式だけではなく、オンラインや動画配信等も併用しながら実施した。	B	令和4年度には、心のバリアフリーハンドブックの改訂と共生社会の実現に向けての啓発事業を実施予定		

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
(1)各種健康診断の充実									
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	市民	健康課	令和2年度に引き続き、対象者全員に乳がん検診受診券シール及び子宮がん検診票を一斉送付する。女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、託児なしで3回実施する。	対象者全員に乳がん検診受診券シール及び子宮がん検診票を一斉送付した。女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、託児なしで5回実施した。 (乳がん検診受診者数:4,159人、子宮がん検診受診者数:8,042人)	A	令和3年度に引き続き、対象者全員に乳がん検診受診券シール及び子宮がん検診票を一斉送付する。女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、託児なしで5回実施する。
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつ等の早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	充実	市民	健康課	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援について、引き続き感染予防対策(検温、消毒、定員減など)を講じて実施する。 ・産後ケア事業について拡充する。 (多胎児利用可能回数増/早産児の利用期間を延長/1泊2日導入/宿泊型の経産婦利用)	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援について、コロナ禍でも感染予防対策(検温、消毒、定員減など)を講じて実施した。 (妊娠届出1,182件、面接1,059件、面接率89.6%※令和4年2月時点) ・産後ケア事業において、令和3年度より、多胎児利用可能回数増、早産児の利用期間を延長、宿泊型の経産婦利用、1泊2日の導入を行った。また、令和4年2月から、市内2施設に加えて市外3施設にて事業開始した。 (登録者数395人、利用延数_宿泊:61人、日帰り471人)	B	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援について、引き続き感染予防対策(検温、消毒、定員減など)を講じて実施する。 ・産後ケア事業について更なる拡充を検討する。
90	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	市民	健康課	令和2年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。	令和2年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行った。	B	令和3年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行う。
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	市民	健康課	骨粗しょう症検診および健康講座(骨粗しょう症)について、申し込み開始に合わせて勧奨通知を送付する。	骨粗しょう症検診および健康講座(骨粗しょう症)について、申し込み開始に合わせて勧奨通知を送付した。 (骨粗しょう症検診受診者数:586人、健康講座参加者数:69人 ※2回合計)	A	令和3年度に引き続き、骨粗しょう症検診および健康講座(骨粗しょう症)について、申し込み開始に合わせて勧奨通知を送付する。



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標											
基本施策											
施策											
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定			
(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発											
92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発	男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。	講座「思春期の女の子のカラダとココロ」(参加22人)、男女共同参画フォーラムにおいては講座「家庭でできる性教育～大人の知識からアップデート!～」(参加37人)を開催し、啓発を行った。	A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。		
93	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施(事業9再掲)	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。東京都教育委員会が行う「性教育の授業」への参加校を推薦する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなど肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟の指導した。第四中学校では、産婦人科医を講師招聘し、生命や異性の尊重について学びを深めた。	B	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。		
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち(新規:2/継続:9/充実:1/見直し:1)											
基本施策1 計画推進体制の整備・強化											
(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進											
94	条例の理解に向けた取組	条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	新規	市民	男女平等推進センター	条例ワークブックを市立小学6学年全児童に配布すると共に、条例ガイドブックにおいては、市立中学校3学年全生徒に配布することにより、条例の理解促進を図る。	条例ワークブックを市立小学校6学年全児童、条例ガイドブックを市立中学校3学年全生徒に配布し、理解促進を図った。	A	条例改正を反映した新たなガイドブックを作成し、市立小学6学年全児童、市立中学校3学年全生徒に配布することにより、条例の理解促進を図る。		
(2)市民参加による男女平等の推進											
95	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	継続	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会において広く地域の意見を求め、検討・協議し男女平等推進への理解を深めると共に、男女平等推進登録団体に対し、補助事業や交流会等の支援を行う。	男女平等推進登録団体へ、活動補助金を交付し、活動支援を行った(計2団体)。なお、コロナウイルス感染拡大防止のため、交流会の開催は見送ることとした。	B	男女平等推進センター企画運営委員会での協働を進めるとともに、男女平等推進登録団体に対し、補助金交付や交流会、オンライン利用の活用等の支援を行う。		



武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標											
基本施策											
施策											
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定			
96	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	継続	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進審議会を設置し計画の進捗状況の評価を行う。	男女平等推進審議会を設置し、第四次男女平等推進計画(令和2年度実績分)の実施状況の評価等を行った。	B	男女平等推進審議会を設置し計画の実施状況の評価を行う。 次期計画策定の基礎資料とするため、男女平等に関する意識調査を実施する。		
97	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	新規	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し広く地域からの意見を求め、協議・検討を行いながら、男女共同参画フォーラム等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施していく。	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、男女共同参画フォーラム2021のテーマ、基調講演等の企画検討を行った。	B	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、協働・連携して男女共同参画フォーラム等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施していく。		
(3) 庁内推進体制の整備											
98	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	市	男女平等推進センター	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理等を行う。	庁内推進会議と同幹事会を、開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。	B	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理等を行う。		
99	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会にて報告する。	継続	市民	男女平等推進センター	第四次男女平等推進計画進捗状況調査を取りまとめ、庁内会議及び推進審議会の資料とする。	第四次男女平等推進計画の推進状況調査を実施し、男女平等推進審議会及び庁内推進会議に報告するとともに、市HP等で公表した。	B	第四次男女平等推進計画進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会にて報告する。		
100	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	市	人事課	・男女平等推進担当と共管で全庁向けの研修を実施する。 ・職層別のハラスメント防止研修を実施する。 ・ハラスメント及びハラスメントに起因する問題について、より適切かつ効果的に対応できるようにするため、「ハラスメント相談委員会設置要綱」を制定する。	・男女平等推進センターと共管で性の多様性理解のための職員研修を実施した。 ・管理職を対象としたハラスメント研修を実施した。 ・ハラスメント及びハラスメントに起因する問題について、より適切かつ効果的に対応できるようにするため、「ハラスメント防止委員会設置要綱」を制定した。	B	・男女平等推進センターと共管で全庁向けの研修を実施する。 ・引き続き、職層別のハラスメント防止研修を実施する。		
					男女平等推進センター	職員研修を実施し、理解促進を図る。	職員管理職を対象とした「多様性を認め合い尊重しあう社会の構築のために～パートナーシップ制度開始に向けて、私たちに求められること～」を開催し、理解促進を図った(参加者38人)。	A	職員研修を実施し、理解促進を図る。		

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
(4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)									
101	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	見直し	市	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談・むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性的指向に関する相談)を実施し、相談機能の充実を図る。	女性総合相談事業・女性法律相談、むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性的指向に関する相談)を実施した。にじいろ電話相談については、面談による相談の受付も行き、機能の充実を図った。	B	女性総合相談・女性法律相談・むさしのにじいろ相談(性的指向・性的指向に関する相談)を実施し、相談機能の充実を図る。	
102	各種講座等の実施	継続	市民	男女平等推進センター	各種講座等を、関係機関との連携や男女平等推進センター企画運営委員会から広く意見を求め協議・検討を行い実施していく。	市民団体等と連携を図り、講座等を実施した(16企画、参加者延593人、託児の延54人)。実施にあたっては、コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインも活用のうえ実施した。	B	各種講座等を、市民団体等との連携を図り、実施する。	
103	講座修了者のフォローアップ支援	継続	市民	男女平等推進センター	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。	講座修了者への関連情報の提供により、9名のまなこサポーターへの参画につながった。講座参加後、希望者に対し、メール・マガジンを定期的に送付し、男女平等推進センターの各種お知らせ(講座・相談事業・図書情報等)の情報提供を行った。	A	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。	
(5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知									
104	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知(事業5再掲)	継続	市民	男女平等推進センター	第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げ、「まなこ」を発行する。また、市報等に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	111号「「ヤングケアラー」について知っていますか」、112号「じぶんの未来 かんがえてみよう」、113号「ケツコンの形 いろいろ」を特集し発行した。発行ごとに市報や市ホームページ等で広報するとともに、各種パネル展示で「まなこ」を配架し、認知度を上げる取り組みを行った。	B	第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げ、「まなこ」を発行する。また、市報等に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	

武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書

基本目標									
基本施策									
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和3年度事業予定	令和3年度事業実績	評価	令和4年度事業予定	
基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透									
(1)メディア・リテラシーの向上									
105	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座1講座、武蔵野市寄付講座4講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会などを実施した。該当する講座としては、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「メディア・リテラシー論」を実施。	A	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。
					指導課	一人1台の学習者用コンピュータの貸与も踏まえ、引き続き、教職員のリテラシーの向上を図るとともに、児童生徒にICTを適切・安全に使う資質・能力を育むために、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を推進する。	メディアリテラシーに関する各校の授業実践等について、ICT活用推進リーダー連絡会等で情報共有し、教職員のリテラシー向上を図った。また、SNS学校ルール・家庭ルールづくり等、従来の取組に加えて、学習者用コンピュータをよりよく使うにはどうしたらよいか考えさせるなどのデジタル・シティズンシップに関する取組を進めた。	B	一人1台の学習者用コンピュータの活用にあたり、教職員のリテラシーの向上を図る。児童・生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を推進する。
					男女平等推進センター	メディア・リテラシー意識啓発のための講座などを実施する。	講座「子育てママのための社会学&アサーション講座」(連続講座)で「テレビ、新聞、インターネットでの情報をどうキャッチする？」(参加14名)をテーマに講義を行い、メディア・リテラシーに対する意識啓発を図った。	B	メディア・リテラシー意識啓発のための講座などを実施する。
106	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	市	秘書広報課	引き続き、秘書広報課が発行する刊行物について適切な表現となるように努める。	主に市報・季刊誌作成において、各課等の原稿などが適切であるか、確認し、必要に応じて修正し、発行するよう努めた。	A	秘書広報課が発行する刊行物について、適切な表現となるよう努める。
					男女平等推進センター	表現ガイドライン作成に向け、具体的な検討を進める。	他市のガイドブック等の情報収集を行い、研究を行った。	C	表現ガイドライン作成に向けた、具体的な取組を進める。

# 武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況調査報告書 評価

基本目標	評価					
	A	B	C	D	—	計
<b>基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち（新規:4/継続:11/充実:0/見直し:0）</b>						
基本施策1 男女平等の意識づくり	3	3	0	0		6
基本施策2 男女平等教育の推進	0	4	0	0		4
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	5	1	0	0		6
<b>基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち（新規:0/継続:24/充実:10/見直し:1）</b>						
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	5	10	0	0		15
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	0	7	0	0		7
基本施策3 子育て及び介護支援の充実	7	13	0	0		20
基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進	0	10	0	0		10
<b>基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち（新規:1/継続:39/充実:2/見直し:1）</b>						
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画】	22	10	0	0		32
基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策	3	2	0	0		5
基本施策3 特に困難な状況にある人への支援	12	6	0	0		18
基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進	3	3	0	0		6
<b>基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち（新規:2/継続:9/充実:1/見直し:1）</b>						
基本施策1 計画推進体制の整備・強化	3	9	0	0		12
基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透	2	2	1	0		5
計	65	80	1	0	0	146



武蔵野市第四次男女平等推進計画 数値目標推進状況

基本目標	指標	計画策定時の値	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		H29	R3末	R5		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	11団体	9団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	57.1%	57.1% <sup>※1</sup>	70%	市民意識調査	男女平等推進センター
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	50.3% <sup>※2</sup>	46.5% <sup>※3</sup>	50%	男女平等推進計画推進状況調査	男女平等推進センター
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数(時間)【新規】	213.2時間	200.0時間	150時間	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における女性管理職の割合(%)	11.4% <sup>※2</sup>	11.2% <sup>※3</sup>	20.0%	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	55.0%	68.4%	60.0%	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	95.0%	100%	100%	特定事業主行動計画	人事課
	病後児保育(人・か所数)	875人 2か所	441人 3か所	3,840人日 3か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型)(人・か所数)	46,862人 13か所	59,660人 13か所	68,000人 13か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(人・か所数)	5,965人 6か所	4,405人 7か所	12,320人 7か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	保育定員(認可保育所)(人・か所数)	1,902人 20か所	2,964人 35か所	2,969人 35か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	「DV防止法」を知っている人の割合(%)	35.0% <sup>※4</sup>	35.0% <sup>※1</sup>	60%	市民意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合(%)	16.7% <sup>※5</sup>	16.7% <sup>※1</sup>	25%	市民意識調査	男女平等推進センター
	学校におけるデートDV防止出前講座(校数)	4校	1校	6校	男女平等推進計画推進状況調査	男女平等推進センター
	乳がん検診受診率(%)	14.4%	25.5%	50%	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	34.7%	37.9%	50%	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	「男女平等推進に関する条例」を知っている人の割合(%) 【新規】	23.7%	23.7% <sup>※1</sup>	50%	市民意識調査	男女平等推進センター
	男女平等推進センターを知っている人の割合(%)	16.3%	16.3% <sup>※1</sup>	25%	市民意識調査	男女平等推進センター
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	26.0%	26.0% <sup>※1</sup>	35%	市民意識調査	男女平等推進センター

※ 1 「市民意識調査(平成29年度)」調査結果  
 ※ 2 平成29年4月1日時点  
 ※ 3 令和3年4月1日時点  
 ※ 4 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合  
 ※ 5 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

# 武蔵野市における各種委員会・審議会等への女性の参画状況

令和4(2022)年4月1日現在

## 1. 議会

No.	名称	令和4(2022)年4月1日			令和3(2021)年4月1日			根拠法
		総議員数	女性議員数	割合(%)	総議員数	女性議員数	割合(%)	
1	市議会	26	11	42.3%	26	12	46.2%	憲法

## 2. 行政委員会・委員 地方自治法第180条の5に定めるもの

No.	名称	令和4(2022)年4月1日			令和3(2021)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	教育委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	地方教育行政の組織の運営に関する法律
2	監査委員	2	1	50.0%	2	0	0.0%	地方自治法
3	選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	地方自治法
4	農業委員会	14	3	21.4%	14	3	21.4%	農業委員会等に関する法律
5	固定資産評価審査委員会	6	3	50.0%	6	2	33.3%	地方税法
	委員数 小計	31	9	29.0%	31	7	22.6%	

## 3. 付属機関 法律又は条例で設置しているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3)

No.	名称	令和4(2022)年4月1日			令和3(2021)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	公務災害補償等審査会	3	2	66.7%	3	2	66.7%	武蔵野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
2	個人情報保護審議会	8	4	50.0%	8	4	50.0%	武蔵野市個人情報保護条例
3	情報公開委員会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市情報公開条例
4	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市情報公開条例
5	行政不服審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市行政不服審査に関する条例
6	男女平等推進審議会	12	6	50.0%	12	6	50.0%	武蔵野市男女平等の推進に関する条例
7	男女平等に関する苦情処理委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市男女平等の推進に関する条例
8	国民健康保険運営協議会	17	6	35.3%	17	6	35.3%	国民健康保険法
9	環境浄化審議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市環境浄化に関する条例
10	生活安全会議	5	2	40.0%	5	2	40.0%	武蔵野市生活安全条例
11	生活安全対策推進協議会	27	5	18.5%	27	5	18.5%	武蔵野市生活安全条例
12	国民保護協議会	28	5	17.9%	28	6	21.4%	武蔵野市国民保護協議会条例
13	国民保護協議会幹事会	0	0	0.0%	0	0	0.0%	武蔵野市国民保護協議会条例
14	防災会議	28	5	17.9%	28	6	21.4%	災害対策基本法・武蔵野市防災会議条例

15	消防団員賞じゅつ金審査委員会	6	1	16.7%	6	1	16.7%	武蔵野市消防団員賞じゅつ金支給条例
16	環境市民会議	12	3	25.0%	15	4	26.7%	武蔵野市環境基本条例
17	廃棄物に関する市民会議	14	5	35.7%	14	5	35.7%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
18	民生委員推薦会	14	7	50.0%	14	9	64.3%	民生委員法
19	介護認定審査会	79	25	31.6%	79	25	31.6%	介護保険法
20	障害者福祉センター運営協議会	13	7	53.8%	13	7	53.8%	武蔵野市障害者福祉センター条例
21	障害支援区分認定審査会	16	6	37.5%	16	6	37.5%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
22	保健センター運営委員会	12	5	41.7%	12	4	33.3%	武蔵野市立保健センター条例
23	子どもプラン推進地域協議会	19	10	52.6%	19	9	47.4%	次世代育成支援対策推進法および子ども・子育て支援法
24	子育て支援ネットワーク会議	40	17	42.5%	40	19	47.5%	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
25	青少年問題協議会	31	11	35.5%	31	13	41.9%	武蔵野市青少年問題協議会条例
26	まちづくり委員会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市まちづくり条例
27	景観検討会議(景観専門委員)	3	2	66.7%	3	2	66.7%	武蔵野市まちづくり条例
28	都市計画審議会	15	6	40.0%	15	4	26.7%	都市計画法
29	建築審査会	6	0	0.0%	6	0	0.0%	建築基準法
30	交通安全対策会議	9	1	11.1%	9	1	11.1%	交通安全対策基本法
31	自転車等駐車対策協議会	15	2	13.3%	15	1	6.7%	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
32	建築紛争調停委員会	2	1	50.0%	2	1	50.0%	武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争と調整に関する条例
33	財産価格審議会	9	4	44.4%	9	2	22.2%	武蔵野市財産価格審議会条例
34	文化財保護委員会議	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市文化財保護条例
35	スポーツ推進委員協議会	31	20	64.5%	26	14	53.8%	スポーツ基本法
36	社会教育委員の会議	12	4	33.3%	12	5	41.7%	武蔵野市社会教育委員に関する条例
37	市民会館運営委員会	9	3	33.3%	9	4	44.4%	武蔵野市市民会館条例、同施行規則
38	歴史公文書等管理委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例、武蔵野市歴史公文書等管理委員会規則
39	図書館協議会	10	3	30.0%				武蔵野市図書館条例
	委員数 小計	554	190	34.3%	542	185	34.1%	

4. その他 要綱などで設置しているもの

No.	名称	令和4(2022)年4月1日			令和3(2021)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	財政援助出資団体経営懇談会	14	2	14.3%	15	3	20.0%	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会設置要綱
2	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会				101	14	13.9%	要綱なし(会則のみ)
3	武蔵野市公の施設のモニタリング評価委員会	6	2	33.3%	6	1	16.7%	武蔵野市公の施設のモニタリング評価委員会設置要綱
4	武蔵野桜まつり実行委員会	23	3	13.0%	22	4	18.2%	武蔵野桜まつり実行委員会設置要綱
5	公益通報委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市職員等の公益通報に関する要綱
6	リスクマネジメント委員会	10	3	30.0%	11	2	18.2%	武蔵野市リスクマネジメント委員会設置要綱
7	コミュニティセンター事業費等検討委員会	9	3	33.3%	8	3	37.5%	武蔵野市コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱
8	特定非営利活動法人補助金交付審査会	3	2	66.7%	3	2	66.7%	武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱
9	美術資料収集選定委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市美術資料収集選定委員会設置要綱
10	非核都市宣言平和事業実行委員会	12	6	50.0%	13	6	46.2%	武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会設置要綱
11	武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会	10	9	90.0%	10	9	90.0%	武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会設置要綱
12	多様性の尊重に関する庁内研究会				17	3	17.6%	武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置要綱
13	生活安全会議幹事会	20	3	15.0%	19	1	5.3%	武蔵野市生活安全条例施行規則
14	市民安全パトロール隊委員会	14	0	0.0%	14	0	0.0%	武蔵野市市民安全パトロール隊委員会設置要綱
15	ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会設置要綱
16	武蔵野クリーンセンター運営協議会	11	5	45.5%	11	5	45.5%	武蔵野クリーンセンター運営協議会操業に係る細目
17	健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議	13	3	23.1%	13	2	15.4%	武蔵野市健康福祉総合計画推進会議設置要綱
18	社会を明るくする運動実行委員会(実務担当者)	29	14	48.3%	30	13	43.3%	社会を明るくする運動武蔵野市設置要綱
19	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会	18	4	22.2%	18	5	27.8%	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱
20	武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会	8	5	62.5%	8	5	62.5%	武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置要綱
21	地域包括ケア推進協議会	20	9	45.0%	19	9	47.4%	武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱
22	テンミリオンハウス事業採択評価委員会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	武蔵野市テンミリオンハウス事業採択評価委員会設置要綱
23	障害者就労支援センター運営協議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市障害者就労支援センター運営協議会設置要綱
24	武蔵野市地域自立支援協議会	15	7	46.7%	15	7	46.7%	武蔵野市地域自立支援協議会設置要綱
25	献血推進協議会	22	9	40.9%	22	7	31.8%	武蔵野市献血推進協議会設置要綱
26	市民用病床運営協議会	9	1	11.1%	9	1	11.1%	武蔵野市市民用病床運営協議会設置要綱
27	予防接種対策委員会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市予防接種対策委員会規則
28	すくすく泉事業採択・評価委員会	6	4	66.7%	5	3	60.0%	武蔵野市すくすく泉事業実施要綱
29	武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会	14	6	42.9%				武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱
30	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント委員会	7	4	57.1%	7	4	57.1%	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント実施要綱



31	青少年善行表彰選考委員会	11	4	36.4%	11	4	36.4%	武蔵野市青少年善行表彰及び奨励事業実施要綱
32	地域子ども館事業推進会議	267	219	82.0%	282	237	84.0%	武蔵野市地域子ども館事業推進会議運営要綱
33	子どもを守る武蔵野連絡会	18	6	33.3%	18	4	22.2%	武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会設置要綱
34	武蔵野市バリアフリーネットワーク会議	25	7	28.0%	25	6	24.0%	武蔵野市バリアフリーネットワーク会議設置要綱
35	武蔵野市バリアフリー改定委員会				9	3	33.3%	武蔵野市バリアフリー改定委員会設置要綱
36	武蔵野市都市計画マスタープラン改定委員会				8	1	12.5%	武蔵野市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱
37	武蔵野市開かれた学校づくり協議会	140	78	55.7%	140	76	54.3%	武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱
38	学校給食運営委員会	103	68	66.0%	101	67	66.3%	武蔵野市学校給食運営委員会規則
39	特別支援教育就学支援委員会	39	26	66.7%	37	21	56.8%	武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱
40	通級判定委員会	27	16	59.3%	24	13	54.2%	武蔵野市通級判定委員会設置要綱
41	学校保健委員会(幹事会)	14	8	57.1%	14	8	57.1%	武蔵野市学校保健委員会設置要綱
42	学校施設開放運営委員会	90	73	81.1%	90	75	83.3%	武蔵野市学校施設の開放に関する条例施行規則
43	図書館運営委員会				8	3	37.5%	武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
44	図書館読書の動機づけ指導運営委員会	24	15	62.5%	25	19	76.0%	武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導実施要綱
45	特定空家等適正管理審議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市空家等の適正管理に関する条例
46	福祉型住宅入居者選考委員会	4	2	50.0%	4	3	75.0%	武蔵野市福祉型住宅入居者選考委員会設置要綱
47	武蔵野市環境啓発施設運営会議	10	3	30.0%	10	4	40.0%	武蔵野市環境啓発施設運営会議設置要綱
48	NEXT-吉祥寺改定委員会				33	4	12.1%	NEXT-吉祥寺改定委員会設置要綱
49	武蔵野市下水道総合計画見直し及び下水道事業経営の在り方等検討委員会	9	2	22.2%				武蔵野市下水道総合計画見直し及び下水道事業経営の在り方等検討委員会設置要綱
	委員数 小計	1,116	642	57.5%	1,277	668	52.3%	

# 都区市町村の議会・委員会等の女性比率

基準日：4月1日

(単位：%)

	都区市町村	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
議会	武蔵野市	23.1	23.1	25.0	25.0	34.6	34.6	34.8	34.8	38.5	38.5	42.3	44.0	46.2	46.2
	東京都	17.6	17.6	18.9	19.0	20.2	20.0	20.0	19.4	19.7	28.6	28.8	29.1	29.4	***
	区	24.7	25.0	24.8	24.6	26.1	25.7	26.0	26.3	27.0	27.0	27.2	27.5	30.3	30.2
	市	23.6	23.7	24.7	25.3	25.8	26.4	26.4	27.7	28.4	28.6	29.4	30.5	30.8	30.6
	町村	9.6	9.6	9.6	9.9	10.2	9.6	9.8	9.1	9.0	9.9	10.2	13.2	13.1	17.0
行政委員会	武蔵野市	17.1	17.1	20.0	22.9	22.9	25.7	31.4	34.4	25.0	25.0	29.0	29.0	22.6	22.6
	東京都	***	13.0	12.1	10.9	***	10.9	10.9	10.9	13.0	13.0	17.9	16.5	16.5	***
	区	13.0	13.3	14.1	14.1	16.1	17.0	16.7	16.6	16.6	18.1	18.3	20.1	19.2	20.4
	市	11.4	11.9	12.0	12.1	11.6	12.0	12.4	12.5	12.4	13.1	14.8	15.8	16.3	15.9
	町村	16.0	17.3	14.8	16.0	16.9	16.8	14.3	15.4	15.2	17.0	17.0	18.2	16.7	16.7
付属機関	武蔵野市	35.1	34.5	33.7	34.3	33.0	30.7	32.1	31.1	29.9	34.0	33.2	31.5	31.4	34.1
	東京都	***	23.1	23.1	24.9	24.9	24.9	24.6	29.7	30.0	30.0	30.5	33.1	33.2	***
	区	25.5	25.0	25.0	25.0	25.5	25.8	27.1	26.8	26.8	28.1	28.4	28.6	28.8	29.3
	市	28.0	29.0	28.9	28.5	27.6	28.7	29.2	29.6	28.9	28.8	29.0	29.5	30.3	30.4
	町村	18.7	19.0	19.1	19.4	19.0	19.9	20.3	20.7	19.9	19.2	19.2	19.4	19.7	19.0
その他の審議会	武蔵野市	64.8	65.8	65.9	65.5	55.4	60.1	59.6	60.9	60.7	60.0	56.0	55.9	53.2	52.3
	東京都	***	17.7	16.9	17.6	17.6	17.6	22.6	26.8	27.9	27.9	29.1	31.3	32.7	***
	区	34.7	35.0	35.0	34.2	34.1	33.6	33.8	34.1	34.1	34.7	34.7	35.2	34.5	34.0
	市	42.0	42.0	41.7	43.7	37.8	37.6	30.3	30.3	30.3	30.3	38.8	39.1	38.9	38.4
	町村	35.0	33.4	33.2	30.7	32.3	31.7	29.0	32.0	31.5	32.0	31.8	31.5	29.8	30.4
職員	武蔵野市	44.1	44.6	45.3	46.0	46.2	46.7	47.0	47.6	48.6	49.3	49.6	50.4	50.5	50.4
	東京都	37.3	37.8	38.9	39.2	39.1	39.1	39.3	39.4	39.5	39.5	39.5	39.6	39.9	***
	区	52.7	52.8	53.1	53.0	53.3	53.2	52.9	52.8	52.9	53.0	53.0	53.1	52.9	53.2
	市	39.3	41.3	41.7	42.2	42.9	43.5	43.6	43.9	44.2	44.3	44.6	44.8	45.1	45.5
	町村	32.7	32.2	33.4	34.2	33.2	34.0	33.9	33.6	33.9	34.9	34.7	35.0	35.6	36.3

参考資料：区市町村男女平等施策推進状況調査(東京都生活文化局)

(注)\*\*\*は、令和4年4月1日現在未公表。

## 武蔵野市の職員の女性比率

基準日	職員数				部課長			課長補佐			係長			主任			主事			採用		
	年月日	男	女	計	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女
R4.4.1	462	497	959	51.82%	94	14	12.96%	24	27	52.94%	123	69	35.94%	123	222	64.35%	98	165	62.74%	9	23	71.88%
R3.4.1	475	490	965	50.78%	95	12	11.21%	32	31	49.20%	121	64	34.59%	127	218	63.19%	100	165	62.26%	19	27	58.70%
R2.4.1	474	484	958	50.52%	91	12	11.65%	42	35	45.45%	108	63	36.84%	135	208	60.64%	98	166	62.88%	24	29	54.72%
H31.4.1	465	472	937	50.37%	90	13	12.62%	44	37	45.67%	106	58	35.36%	134	204	60.36%	91	160	63.75%	12	18	60.00%
H30.4.1	477	470	947	49.63%	92	13	12.38%	47	39	45.35%	101	56	35.67%	152	211	58.13%	85	151	64.00%	10	17	62.96%
H29.4.1	480	467	947	49.31%	93	12	11.42%	48	41	46.07%	103	53	33.97%	149	210	58.50%	87	151	63.45%	12	14	53.85%
H28.4.1	484	458	942	48.60%	94	10	9.60%	58	44	43.10%	94	47	33.30%	141	204	59.10%	97	153	61.20%	6	19	76.00%
H27.4.1	497	453	950	47.6%	94	9	8.7%	66	46	41.0%	91	44	32.6%	143	201	58.4%	103	153	59.8%	6	15	71.43%
H26.4.1	506	448	954	47.0%	94	8	7.8%	66	47	41.6%	85	38	30.9%	145	190	56.7%	116	165	58.7%	16	15	48.39%
H25.4.1	510	447	957	46.7%	97	7	6.7%	67	48	41.7%	84	38	31.1%	136	184	57.5%	126	170	57.4%	11	13	54.17%
H24.4.1	521	448	969	46.2%	95	5	5.0%	67	47	41.2%	83	33	28.4%	147	191	56.5%	129	172	57.1%	12	12	50.00%
H23.4.1	536	456	992	46.0%	92	4	4.2%	67	40	37.4%	85	38	30.9%	161	187	53.7%	131	187	58.8%	9	14	60.87%
H22.4.1	557	462	1019	45.3%	87	3	3.3%	59	25	29.8%	96	55	36.4%	179	176	49.6%	136	203	59.9%	16	15	48.39%
H21.4.1	573	461	1034	44.6%	87	4	4.4%	63	18	22.2%	99	56	36.1%	183	174	48.7%	141	209	59.7%	12	22	64.71%
H20.4.1	588	463	1051	44.1%	85	4	4.5%	65	17	20.7%	106	42	28.4%	187	183	49.5%	145	217	59.9%	17	21	55.26%
H19.4.1	607	468	1075	43.5%	86	7	7.5%	65	15	18.8%	106	38	26.4%	176	180	50.6%	174	228	56.7%	6	14	70.00%
H18.4.1	629	461	1090	42.3%	83	4	4.6%	59	12	16.9%	110	36	24.7%	187	179	48.9%	190	230	54.8%	5	12	70.59%
H17.4.1	651	469	1120	41.9%	95	3	3.1%	62	10	13.9%	113	42	27.1%	192	187	49.3%	189	227	54.6%	7	15	68.18%
H16.4.1	617	440	1057	41.6%	70	1	1.4%	59	9	13.2%	96	38	28.4%	181	157	46.4%	211	235	52.7%	23	17	42.50%

\*平成16年までは派遣・休職を除く

## 6 武蔵野市男女平等推進審議会評価（令和3年度実績分）

### 凡例

【武蔵野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取り組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

※施策のうち、(★)は重点施策

### 第四次男女平等推進計画の推進状況について(総評)

- ・市ではこれまで、「武蔵野市男女平等推進に関する条例」に基づき設置された男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきた。
- ・今回、第四次男女平等推進計画に関して各課より提出された令和3年度事業推進状況報告書に加え、所管課長へのヒアリングに基づいて、審議会としての評価を行った。
- ・コロナ禍においても工夫をしながら施策を推進していることは評価できる。
- ・各種の相談事業を実施していることは評価できる。そのうえで、相談を必要としている人に窓口を知ってもらうことが大切であるので効果的な周知について工夫されたい。



## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-1	男女平等の意識づくり	○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○

### 男女平等推進審議会の講評

- ・武蔵野地域自由大学正規科目でジェンダーに関する講座を実施したほか、男女平等推進センター企画運営委員会との協働で講座等を実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。
- ・男女共同参画週間事業は、男女平等推進センター企画運営委員会との協働により、講演会や講座、団体公募企画、パネル展等を男女共同参画フォーラムとして実施した。
- ・国際的理解を深める取組として、ニュージーランドの女性に関する講演会を団体企画で実施した。
- ・女性に関する暴力をなくす運動に合わせ、図書館3館で特設展示を行った。
- ・男女平等推進情報誌「まなこ」を3回発行した。特集はヤングケアラーなど時宜を得た内容であった。市報等で広報したほか、講座やパネル展等の機会に、まなこを配架するなど認知度向上に努めた。
- ・オンラインを活用した事業等は再生回数などの数値で実績を把握することも検討されたい。

		評価
基本施策1-2	男女平等教育の推進	○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

### 男女平等推進審議会の講評

- ・男女平等教育の推進については、教員向けの研修資料を配布した。特別の教科道徳の時間を使い、小学校高学年で、互いに信頼し学び合い友情を深め、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を育む授業を行った。中学校第1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築していこうとする態度を育む授業を行った。
- ・人権教育の充実を図る研修の実施については、市人権教育推進委員会で人権課題に関する実践課題を共有した。人権教育プログラムを活用して校内研修を全校で実施した。東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の推薦を受けた第一中学校で研究発表会を行った。
- ・生活指導・進路指導・キャリア教育の推進については、自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動する心を育てるとともに、6月の就職差別解消推進月間には男女平等も含めて教職員の啓発を図った。
- ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施について、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。第四中学校では産婦人科医を講師招聘し、生命や異性の尊重について学びを深めた。東京都教育委員会の「性教育の手引き」の内容を周知し、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくとともに、一層充実した内容とすることも検討されたい。また、外部講師により学ぶ機会を設けることも検討されたい。

		評価
基本施策1-3	性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	○
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)性の多様性に関する理解の促進

- ・性の多様性に関する映画上映と監督による講演「I am Here」を実施し理解促進を図った。
- ・人権週間に、多様な性に関する図書展示を市内3図書館で行い、意識啓発を図った。
- ・性の多様性理解のための職員研修を行ない理解促進を図ったほか、研修参加者に啓発バッジを配布するなどの取り組みを行った。

施策(2)性的マイノリティ等への支援

- ・スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し性的マイノリティを含め広く個別的支援を行った。今後、学校において性別に関する校則や慣習を見直すことや、授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた検討をされたい。用語については、WHO、国、東京都の動向にも留意しつつ市として統一した用法がまとめられると良いので検討されたい。
- ・性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」を実施し、電話や面談で相談を受け付けた。
- ・パートナーシップ制度について男女平等推進審議会からの答申を踏まえて、市素案を作成しパブリックコメントを実施した。制度を男女平等の推進に関する条例に位置付けるための条例改正を行った。

## 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

- ・子ども政策課や男女平等推進センター、産業振興課はワーク・ライフ・バランスに関する講演会や、情報誌への情報掲載等を行った。人事課は部署ごとの年休取得状況を管理職に通知し職員の積極的な有休取得を促した。
- ・男女平等推進センターでは「まなこ」112号で育休を取得した男性を取材した記事を掲載し意識啓発を図った。

施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

- ・子ども子育て支援課では子育てひろばで父親が参加しやすいプログラムを設けた。児童青少年課では中高生リーダー養成講座において、子どもとの接し方の講座をコロナ禍に配慮してビデオ講義で実施した。健康課では初妊婦とパートナーが参加するこのとり学級を実施した。
- ・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小して実施した。また家族介護者のニーズを把握する調査を実施した。
- ・男女平等推進センターでは「まなこ」112号で「聞いてみよう育休の体験」を掲載した。また講演会「キッチンから始まる家族のつながり」を開催した。
- ・地域支援課で実施したお父さんお帰りなさいパーティー、お父さんお帰りなさいサ

ロンを実施した。高齢者支援課ではコロナ禍のため男性向け料理教室の対面実施を中止し、レシピ動画をホームページに掲載した。児童青少年課でコロナ禍のためむさしのジャンボリーを中止したが一部地区で代替事業を実施した。生涯学習スポーツ課では大人のための生涯学習ガイドにより情報提供を行った。

・生涯学習スポーツ課では校長会等を通して男性 PTA 会員の PTA 活動参加を呼び掛けた。

		評価
基本施策2-2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

#### 男女平等推進審議会の講評

##### 施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

・管財課では工事請負契約の入札において男女共同参画の推進を項目に入れた総合評価方式(特別簡易型)を実施した。

・産業振興課では両立支援に関してセミナー等の提供提供を行った。男女平等推進センターでは「どうしてる?遠距離介護」を実施した。

・産業振興課では育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報掲載を行った。

##### 施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

・人事課では出産予定報告をした男性職員や入庁3年目の職員に向けて「出産子育てハンドブック」による制度の案内を行った。

・特定事業主行動計画推進委員会専門部会を開催し、超過勤務削減に係る取り組みについて検討し、水曜日と金曜日を通年でノー残業デーとした。超過勤務が月45

時間を超える職員の所属長に「対応策届出書」を求め、状況や要因の把握を行った。また、特例業務の検証等を行った。超過勤務が多い状況は続いているので、抜本的な業務の見直しや、部署や時期による超過勤務の不均衡解消にも取り組まれない。

・働き方の見直し促進について、育児休業取得者懇談会の実施や、時差勤務の通年施行や、コロナ禍への対応として臨時的な勤務パターンを追加した。テレワーク(在宅勤務)について、試行実施用のハンドブックを作成しモデル職場での検証を行った。

		評価
基本施策2-3	子育て及び介護支援の充実	○
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	◎
施策(2)	介護支援施策の充実	○

#### 男女平等推進審議会の講評

##### 施策(1)子育て支援施策の充実

・子ども政策課では、新たな子育て支援拠点施設の開設に向けた準備を行った。

・子ども育成課では、オンライン実施などコロナ禍に対応した工夫をしながら「プレママのひろば」事業や「あかちゃんのひろば」事業を実施した。また、病児病後児保育事業での預かり保育を支援した。待機児童ゼロは令和2年度以降維持している。

・児童青少年課では、地域こども館で館長を中心にコロナ禍に配慮した運営を行った。また千川小の児童増への対策等を行った。

・子ども家庭支援センターでは、地域の子育て支援者の養成講座等を実施した。ファミリー・サポートセンター事業について会員のスキルアップを図ったほかアウトリーチやオンラインを活用して事業広報や相談会等を行った。産前・産後ヘルパー事業についてはヘルパー派遣事業者を増やし市民ニーズへの対応向上を図った。

・障害者福祉課では、送迎つきの放課後デイサービスの開設準備や家賃補助を行い事業所の参入を促した。送迎のある事業所とない事業所が各1か所新規に開設した。

**施策(2)介護支援施策の充実**

- ・地域支援課では地域包括ケア人材育成センターで人材確保・養成を推進した。令和2年度にコロナ禍で中止した「介護職員初任者研修」を再開した。障害者福祉課では精神障害者の支援を行う事業所の実務者向けに研修を実施した。
- ・地域支援課では、在宅医療・介護支援マップのウェブ版を作成しホームページに掲載した。高齢者支援課は「訪問看護と介護の連携強化事業」について居宅介護支援事業所連絡協議会等で周知を行った。障害者福祉課では在宅医療・介護連携推進協議会等で関係機関との連携を促進した。
- ・高齢者支援課ではサービス相談調整専門員が在宅介護・地域包括支援センター等と連携して相談対応を行った。
- ・高齢者支援課で認知症サポーター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間に実施した。また障害者福祉課では地域自立支援協議会において、市内事業所のネットワークを活かした地域支援拠点整備に向けた検討を行った。
- ・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小して実施した。またニーズを把握するための調査を実施した。

評価

基本施策2-4	あらゆる分野における女性の活躍の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

**男女平等推進審議会の講評**

**施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進**

- ・市役所内の審議会等における女性委員割合の向上について、庁内推進会議で参画促進を依頼するとともに、各課あて事務連絡により啓発を図った。委員等の女性の割合については、形式的平等という考え方も重要である。ポジティブアクションを講ずることも検討されたい。
- ・市職員の女性管理職の割合は12.96%(R4. 4. 1)まで増えた。人事課では産育休中の職員に通信教育の受講案内を行ったほか、育休中の職員にも昇任試験の受験機会を提供するため、個別に案内を行った。女性職員の一層の活躍を推進するため、超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する取り組みに引き続き取り組まれない。

**施策(2)女性の再就職支援・起業支援**

- ・産業振興課では東京しごとセンター、ハローワーク、三鷹市等との共催による就職セミナー、面接会を実施した。また、男女平等推進センターでは、「女性のための再就職&転職ナビ」を開催したほか、都しごとセンターの再就職講座などの情報提供を行った。
- ・産業振興課では「むさしの創業・事業承継サポートネット」において起業や就労支援のための個別相談等を行った。市民活動推進課では、NPOに対し要綱に基づいて補助金を交付した。またクラウドファンディング活用事業を開始し、クラウドファンディング活用講座も実施した。地域支援課では「地域包括ケア人材育成センター」に

において介護、障害福祉サービス事業者の求人情報の提供を行った。

#### 施策(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進

- ・地域支援課では、地域ファシリテーター養成講座を小金井市、三鷹市、調布市、ルーテル学院大学と共同で実施した。
- ・防災課では、コロナ禍のため子どもを持つ女性向けの講座が実施できなかったが、女性向けの防災冊子「東京くらし防災」を配布し啓発を進めた。

## 基本目標Ⅲ

### 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)	◎
施策(2)	相談事業の充実(★)	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

#### 男女平等推進審議会の講評

##### 施策(1)暴力の未然防止と早期発見

・子ども家庭支援センターでは関係課と連絡を取り配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。DVの相談は令和3年度は176件で前年度より減少した。健康課ではこんにちは赤ちゃん訪問を実施し乳児家庭の状況把握を行った。子育てとDVの問題は関係している場合があるとの認識を持って、積極的にアウトリーチを行い、必要に応じてサービスや支援につなげるなどの取組みをしており高く評価できる。日本語を話さない方に対しては国際交流協会への通訳依頼や、多言語対応のタブレットを活用して対応している。多言語対応は大切なことなので取組みを継続されたい。男女平等推進センターではデートDV講座を成蹊大学と共催し、男女平等推進センター企画運営委員会と協働で実施したほか啓発カードを成人式で配布した。「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市民会館でのパネル展示や、各図書館での関連図書展示を行った。また「まなこ」で各相談窓口の周知を行った。

##### 施策(2)相談事業の充実



・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施した。相談カードを公共施設に配置するなど周知を行った。男性相談は東京ウィメンズプラザを案内した。子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談に関する情報共有、連携を行なった。また、庁内連絡会議で情報を共有し、関係課と相談・連携し支援を行った。相談事業の成果を他の事業に生かすために、庁内推進会議や幹事会で相談の内容を一定程度共有することも検討されたい。外国人相談者の支援は、貸出翻訳機の活用や、武蔵野市国際交流協会に通訳依頼を行った。多言語対応は大学生や市民と連携することも一つのアイデアである。

#### 施策(3)安全の確保

・子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、被害者とその家族の安全を確保した。また、庁内連絡会、実務担当者会会議を開催し情報共有したほか、情報漏洩防止等の研修を行った。情報政策課では、住民情報系システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。DV情報の共有と保護の重要性について資料により関係職員に周知を図った。加害者向けの啓発や教育について、今後の課題とされたい。

#### 施策(4)自立支援

・子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、一貫した支援を行なうとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関と連携して受診等の支援を行った。また関係機関と連携し、子どもの心理的援助を行った。

#### 施策(5)推進体制の整備

・子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議を開催して課題の整理と情報共有を行うとともに、各課と連携してマニュアルの改訂を行った。東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会などはコロナ禍により実施できなかったが、書面開催など工夫して情報交換や連携を図った。男女平等推進センターでは緊急性のある事案に関して子ども家庭支援センターと連携・情報共有を図った。子ども家庭支援センターの相談員が東京都等が実施する研修に参加した。男女平等推進センターで女性総合相談、女性法律相談を実施したほか、子ども家庭支

援センターでは暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護を行う等、安全確保に努めた。

		評価
基本施策3-2	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○

#### 男女平等推進審議会の講評

・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせDV防止のパネル展示を行ったほか、図書館では関連図書展示を実施した。また女性総合相談や女性法律相談を実施した。  
・子ども家庭支援センターでは、警察と連携して被害者支援を行った。

		評価
基本施策3-3	特に困難な状況にある人への支援	◎
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	◎
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

#### 男女平等推進審議会の講評

##### 施策(1)ひとり親家庭等への支援

・子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭の自立促進計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等のほか、各種福祉資金の貸付を行ない経済的な支援を行った。

・子ども家庭支援センターでは、就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行ない、総合的に自立支援を行ったほか、就職活動や資格取得を希望する方に自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。また、家庭訪問による学習・生活支援事業を実施した。

**施策(2)高齢者・障害者の方への支援**

・高齢者支援課では見守り・孤立支援ネットワーク会議を対面とオンラインのハイブリッドで開催した。障害者福祉課もこの会議に参加し情報交換、共有を図った。

・高齢者支援課では高齢者虐待防止研修会(居宅介護事業者対象)をオンラインで実施したほか、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議をコロナ禍のため書面開催した。

・消費者被害防止に関して、消費生活センターで1000件以上の電話相談を受けた。また市内の施設等での出前講座、リーフレットの配布を行った。相談窓口を必要な人に知ってもらえるように工夫をされたい。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは、コロナ禍のため中止し、代替で成年年齢引き下げに関する消費生活講座を実施した。むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報にコラム「消費生活センター相談の窓口から」を掲載し、啓発を図った。高齢者支援課、消費生活センター、安全対策課、警察署の情報交換会を実施した。障害者福祉課は広報誌「つながり」で消費者被害の相談窓口を案内した。安全対策課は特殊詐欺対策として自動通話録音機を300台購入し、市民へ無償貸し出しを行ったほか、ホワイトイーグルを機動的に配置するなど、被害防止の対策を実施した。

・障害者福祉課では、心のバリアフリー啓発事業を対面だけでなく、オンラインや動画配信も併用しながら実施した。

		評価
基本施策3-4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	○
施策(1)	各種健康診断の充実	◎
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<b>施策(1)各種健康診断の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康課で、女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、なしで5回実施した。</li> <li>・産後ケア事業において、多胎児利用可能回数増、早産時の利用期間延長、宿泊型の経産婦利用を新たに行った。</li> <li>・性感染症、薬物乱用などの防止について啓発品や資料の配布等を行った。コロナ禍のため対面での啓発活動は難しいなどの課題はあるが、啓発カードを活用した周知などの工夫は考えられる。</li> <li>・骨粗しょう症検診と健康講座(骨粗しょう症)の開始に合わせて勸奨通知を送付した。</li> </ul>	
<b>施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進センターでは、講座「思春期の女の子のカラダとココロ」を開催し啓発を図った。</li> <li>・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。第四中学校では産婦人科医を招聘し、生命や異性の尊重について学びを深めた。今後一層充実した内容とすることも検討されたい。</li> </ul>	

## 基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1	計画推進体制の整備・強化	○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	○
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	○
施策(3)	庁内推進体制の整備	○
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	◎
施策(5)	男女平等推進情報誌等の発行と周知	○

### 男女平等推進審議会の講評

#### 施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

・男女平等の推進に関する条例のワークブックを市立小学校第6学年に配布、条例のガイドブックを市立中学校3学年に配布をし、条例の周知及び理解の促進を図った。

#### 施策(2)市民参加による男女平等の推進

・男女平等推進登録団体に活動補助金を交付し、2団体が講座を実施した。男女共同参画フォーラムでは団体紹介のパネル展を実施するなど活動の支援を行った。

・武蔵野市男女平等推進審議会を設置し、第四次男女平等推進計画の令和2年度分の実施状況評価を行った。

・男女平等推進センター企画運営委員会と協働して「男女共同参画フォーラム 2021」等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施した。

#### 施策(3)庁内推進体制の整備

・男女平等庁内推進会議、同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。

・第四次男女平等推進計画に関する推進状況調査を行い、男女平等推進審議会に報告したほか、HPで公表した。

・職員を対象とした性の多様性理解のための研修や、ハラスメント防止研修を実施した。施策全般に男女平等の視点が反映されるよう引き続き取り組まれない。

#### 施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

・女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談を実施した。にじいろ電話相談は面談での相談も行い充実を図った。

・男女平等推進センター企画運営委員会等と連携を図りながら講座等を企画・実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。

・講座参加者に関連情報を提供することにより、まなこサポーター登録につなげた。講座参加者のうち希望者に、定期的にメールマガジンを送付しフォローアップを図った。また、講座参加者が団体を立ち上げることを支援した。

#### 施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

・男女平等推進情報誌まなこを3回発行した。ヤングケアラーなど時宜を得た内容であった。市報等で広報したほか、講座やパネル展等の機会に合わせて、まなこを配架するなど認知度向上に努めた。

		評価
基本施策4-2	男女平等の視点に立った表現の浸透	△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△

### 男女平等推進審議会の講評

・地域自由大学正規科目としてメディアリテラシーに関する講座を実施した。

・メディア・リテラシーに関する市立小・中学校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図った。「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりを行ったほか、学習者用コンピュータのよりよい使い方を考えさせるなどのデジタル・シティズンシップに関する取組を進めた。市民向けにメディア・リテラシーについての講座を実施

し、意識啓発を図った。

・主に市報作成において、各課の原稿が適切であることを確認しながら発行した。

# (参考資料)武蔵野市男女平等の推進に関する条例

平成 29 年3月 22 日条例第1号  
最終改正 令和3年9月 29 日条例第 23 号

## 目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策(第9条―第 22 条)

第3章 男女平等推進審議会(第 23 条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第 24 条・第 25 条)

第5章 雑則(第 26 条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和 60 年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にしたい自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和 50 年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成 10 年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する差別や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。))を含む。をいう。

(2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。

(3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。

(4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。

(5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。

ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い

イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い

(6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。

ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。))又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)

イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)

(7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。



- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。
- (12) パートナーシップ制度 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度をいう。

#### (基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人々が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人々が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人々が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。

- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。
  - 3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。
  - 4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。
  - 3 市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。

#### (事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。
  - 3 事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (禁止事項)

- 第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行ってはならない。
- 2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。
  - 3 市、市民及び事業者等は、性自認又は性的指向に関する公表を強制し、又は禁止してはならない。
  - 4 市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表してはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

## 第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受け取るための窓口を設置する。

4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上を図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(パートナーシップ制度の実施)

第18条 パートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付する。この場合において、合意契約公正証書その他規則で定める書類の提出を受けたときは、当該提出を受理したことを証する書面を併せて交付する。

3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第19条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第20条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第21条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第 22 条 市は、第 14 条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女平等推進審議会

第 23 条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 36 年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

(苦情の申立て)

第 24 条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。

3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第 25 条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。

3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べるができる。

5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 雑則

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法第 14 条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計画となり、同一性をもって存続するものとする。

(武蔵野市立武蔵野市民会館条例の一部改正)

3 武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和 59 年 10 月武蔵野市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵野市立男女共同参画推進センター条例の一部改正)

4 武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成 27 年 12 月武蔵野市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和元年7月1日条例第 22 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年9月 29 日条例第 23 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度  
武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書  
(令和3年度実績分)

令和5年3月

発行 武蔵野市  
編集 市民部市民活動推進課 男女平等推進センター  
〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階  
TEL 0422-37-3410